

令和7年 1月31日(金)

# 令和7年河南町議会1月臨時会議会議録

(第 1 号)

河 南 町 議 会



令和7年河南町議会1月臨時会議会議録

年 月 日 令和7年1月31日（金）

場 所 河南町議会議場

出席議員 (10名)

1番	佐々木	希 絵	2番	藤 野	裕 子
3番	高 田	伸 也	4番	ポーブ	三 恵
5番	藤 井	祥 代	6番	河 合	英 紀
7番	中 川	博	8番	大 門	晶 子
9番	力 武	清	10番	浅 岡	正 広

欠席議員 (0名)

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	森 田 昌 吾
副 町 長	江 島 芳 孝
教 育 長	中 川 修
総 合 政 策 部 長	渡 辺 慶 啓
総 務 部 長	多 村 美 紀
住 民 部 長	大 門 晃
健康福祉部長兼総合保健福祉センター長	田 村 夕 香
ま ち 創 造 部 長	安 井 啓 悦
ま ち 創 造 部 理 事	玉 田 武 久
総合政策部秘書企画課長	森 口 竜 也
総合政策部危機管理室長	木 矢 哲 也
総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長	田 中 啓 之
総務部副理事兼人事財政課長	後 藤 利 彦
総務部契約検査室長	岩 根 有 津 佐
総務部副理事兼施設営繕課長	牧 野 勉
総務部副理事兼まち創造部副理事	中 崎 誉 之
住民部住民生活課長兼人権男女共同社会室長	北 野 朋 子
住民部保険年金課長	桶 本 和 正

住民部 税務課長

渡 辺 恵 子

健康福祉部副理事兼高齢障がい福祉課長

和 田 信 一

健康福祉部副理事兼健康づくり推進課長

辻 元 哲 夫

まち創造部副理事兼地域整備課長

藤 木 幹 史

まち創造部副理事兼農林商工観光課長併農業委員会事務局長

中 海 幹 男

まち創造部副理事兼都市環境課長

池 添 謙 司

(出 納 室)

会計管理者兼出納室長

中 筋 美 枝

(教育委員会事務局)

教 ・ 育 部 長

谷 道 広

教 ・ 育 部 教 育 課 長

藤 井 康 裕

教 ・ 育 部 こ ども 1 ば ん 課 長

山 田 恵

教 ・ 育 部 副 理 事 兼 生 涯 ま な び 課 長 兼 中 央 公 民 館 長 兼 図 書 館 長

森 弘 樹

教 ・ 育 部 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長

浅 井 明 郎

議会事務局職員出席者

理 事 兼 事 務 局 長

梅 川 茂 宏

課 長 補 佐 兼 庶 務 係 長

吉 田 高 朋

主 幹

上 野 文 裕

会議録署名議員

5 番 藤 井 祥 代

6 番 河 合 英 紀

議 事 日 程 別 紙 の と お り

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日 程 第 1 か ら 第 5 ま で

# 令和7年河南町議会1月臨時会議

令和7年1月31日（金）午前10時00分開議

## 議 事 日 程（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	6
日程第2	会議期間の決定について	6
日程第3	諸般の報告	7
日程第4	議案第39号 河南町部設置条例の一部を改正する条例の制定について	10
日程第5	議案第40号 令和6年度河南町一般会計補正予算（第6号）	10

議 事 の 経 過

午前10時00分開議

○議長（浅岡正広）

おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより令和7年河南町議会1月臨時会議を開催します。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（浅岡正広）

本臨時会議に対する説明員の通知、議会運営委員会の審議結果、会議日程、議事日程及び監査結果の報告は、タブレット738、令和7年1月31日、1月臨時会議のフォルダーに送信しています。ご確認ください。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会議の会議録署名議員は、5番 藤井議員、6番 河合議員を指名します。

○議長（浅岡正広）

日程第2 会議期間の決定についてを議題とします。

一昨日、1月29日に開催されました議会運営委員会の審議結果により、本臨時会議の会議期間については本日1日にしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、本臨時会議の会議日程については、本日1日と決しました。

○議長（浅岡正広）

ここで、令和7年河南町議会1月臨時会議の開催に当たり、町長から挨拶の申出がありましたので、これをお受けします。

森田町長。

○町長（森田昌吾）（登壇）

おはようございます。

本日、令和7年河南町議会1月臨時会議に際しまして、議員の皆様には年始何かとお忙しい中ご出席を賜りまして、ありがとうございます。

会議に際しまして一言ご挨拶を申し上げます。いよいよ大阪・関西万博が4月から開幕するという年になってまいりました。世界中からたくさんの方が大阪・関西に来ていただけるというようなことになると思います。ひいては南河内にも情報発信する、そういう機会かなというふうに捉えております。

先日には、大阪ウイーク、これが春と夏と秋と3回あるんですけども、大阪ウイークの内容が発表されました。その中で春、夏、秋のそれぞれのイベントについて、大阪府内43市町村がタイアップしてやっていくと、こういうことになっておりますので、皆さんよろしくお願ひしたいと思います。本町もそれぞれのところで参加をしていきたいというふうに考えております。

本臨時会議にご提案申し上げます案件でございますけれども、全員協議会で説明させていただきました条例が1件、予算の案件が1件でございます。

条例案件でございますが、議案第39号 河南町部設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本町を取り巻く社会環境の変化があったり、多種多様な行政課題が山積しております。それらに確実に対応するために機構改革を行うものでございます。

予算でございますが、議案第40号 令和6年度河南町一般会計補正予算（第6号）でございます。国の景気対策を受けまして、住民税非課税世帯への低所得者世帯支援給付金など、それから地域通貨推進事業などを補正させていただくものでございます。

詳細につきましては、担当のほうからご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（浅岡正広）

町長の挨拶が終わりました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第3 諸般の報告を議題とします。

諸般の報告は、タブレットの臨時会議資料に送信しています。監査委員から令和6年11月

から12月分の例月出納検査の結果報告、また、令和6年度定例監査報告及び令和6年度財政援助団体等の監査報告がありました。いずれも適正に処理されていたという内容でした。監査委員及び議会選出の監査委員である大門議員におかれましては、大変お疲れさまでございました。

続いて、大阪南消防組合議会の報告を求めます。

高田議員。

○3番（高田伸也）（登壇）

昨日、1月30日に開催されました令和7年第1回大阪南消防組合議会定例会につきまして、簡潔に報告いたします。

議会日程としましては13件、提案内容につきましては報告案件2件、人事案件1件、条例改正案件3件、予算案件2件、議員提出案件1件の計9件が提案されました。

日程第1は、1月17日と30日に開催されました議会運営委員会の委員長報告。

また、次の第2では、会議録署名議員の指名を行い、日程第3では会期を決定いたしました。

次に、日程第4 報告第1号 専決処分の報告につきましては、損害賠償の額の決定についてということであったんですが、内容につきましては、消防車が交差点を右折する際にブロック塀に接触、それによって修繕費用が発生した、その金額が確定したというものであります。

次に、日程第5 報告第2号ですが、これも専決処分の報告になりますが、職員の給与に関する条例及び大阪南消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、これにつきましては、令和6年人事院勧告のうち、民間給与とその比較に基づく給与改定等のための関係法律の改正に関しまして、国に準じた改正を行うというものであり、これにつきましては全会一致で承認されました。

続く、日程第6 議案第1号 消防功労者表彰の推薦につきましては、理事者側から説明がありまして、全会一致でその方が可決されました。

次に、日程第7 議案第2号 大阪南消防組合手数料条例及び一部改正につきましては、手数料を免除する内容について具体的に明記するための改正でありまして、これにつきましても全会一致で可決されました。

次の日程第8 議案第3号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましても全会一致で可決されました。

次に、日程第9 議案第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、消防組合の条例において所要の改正を行うものでありまして、これにつきましても全会一致で可決されました。

次に、日程第10 議案第5号 令和6年度大阪南消防組合一般会計補正予算について、また、さらに、日程第11 議案第6号の令和7年度大阪南消防組合一般会計予算につきましては、いずれも全会一致で可決されました。

ここで、本町に関わることを一部をご紹介しますが、令和7年度の組合分担金の総額、これは61億3,157万9千円ということでありましたが、河南町の分担金といたしましては2億5,677万9千円ということでありまして、令和6年度が2億5,180万円等でありましたので、ほぼほぼ同額の分担金ということになります。

また、本年9月には、河南出張所に消防ポンプ自動車（CD-I型）というものが配備されることが決定しました。費用としましては、予算で約5,700万円、導入につきましてはこの9月というふうになっております。これ、順次改定されるわけですが、現ポンプ車が老朽化しているということから入替えが行われるということで、イの一番に一番古かったポンプ車に変更になるということで、9月から導入されるということでした。

次に、日程第12 議員提出議案第1号 大阪南消防組合議会の個人情報の保護に関する条例につきましては、マイナンバー法の一部が改正されたこと及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い改正を行うものであって、これも全会一致で可決されました。

最後ですが、日程第13 一般質問におきましては、防災対策の強化について質問があり、それについて理事者のほうから説明がありました。

定例会はこれで閉会となりましたが、その後、実は全組合議員に対しまして、消防の広域化の成果というものの発表がありました。これは去年の4月から11月、8か月の間でありましたけれども、その効果としましては、現場への救急車の到着時間が平均で1分以上縮まったでありますとか、救急件数は増加していますけれども、令和5年度の全隊の出動件数、これ柏羽藤は122回、全部出払うというのはそれぐらいの件数があったようですが、富田林につきましては9回、河内長野消防署については137回、全部の隊が出動するという件数がこれほどあったということですが、広域化後は、救急隊全隊、これ17隊あるんですが、同時に出動するという件数はゼロであったということから、連携がうまくいったというようなことでありました。

また、初動の体制といいますか、消防車が届くというタイミングは、言わば台数が多いほ

うがいいんですが、聞いていますと、柏羽藤のほうは10台が全て、去年、それは全部、初期の段階で10台が最大でありましたけれども、今は11台が届く。また、富田林市、河内長野市におきましても3台、6台、これは最大限到着するということでしたが、それも併せまして、今は11台が届くということで、初動の台数も非常に増えたということが成果というふうに言われていました。

ということが一部紹介されたことではありますが、これはあくまで速報値でありますし、河南町として効果はどうであったかということはまだ未確定でありました。今後、その効果を検証した上で、改めて皆様のほうにご報告をしたいなというふうに思っております。

以上、令和7年度第1回大阪南消防組合議会定例会の結果報告については以上となります。

○議長（浅岡正広）

大阪南消防組合議会の報告が終わりました。

高田議員におかれましては、お疲れさまでございました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

お諮りします。

日程第4 議案第39号 河南町部設置条例の一部を改正する条例の制定についてと日程第5 議案第40号 令和6年度河南町一般会計補正予算（第6号）を会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略し、本会議において全体審議することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、日程第4 議案第39号と日程第5 議案第40号については、本会議において全体審議することに決しました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第4 議案第39号 河南町部設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）（登壇）

タブレットは740、令和7年1月29日議案送付、1月臨時、議案一式01、令和7年河南町

議会 1 月臨時会議資料の 6 ページをお開きください。

それでは、提案させていただきます。

#### 議案第39号

河南町部設置条例の一部を改正する条例の制定について

河南町部設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 1 月 31 日 提出

河南町長 森 田 昌 吾

提案理由ですが、人口減少、少子高齢化が進展する中、公務におきましても今後、人材の確保が難しくなっていることが予測されるところ、多種多様な行政課題に柔軟かつ的確に対応し、施策の確実な実現を図るため、よりスリムで、かつ強靱な体制整備に向け組織改革を行うものでございます。

めくっていただきまして、7 ページでございます。

#### 令和 7 年河南町条例第 一 号

河南町部設置条例の一部を改正する条例

河南町部設置条例（平成元年河南町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、新旧対照表により説明させていただきます。

9 ページをご覧ください。新旧対照表でございます。

まず、第 1 条の改正です。右側、改正前ですが、現在、町長部局には、総合政策部、総務部、住民部、健康福祉部、まち創造部の 5 つの部を置いておりますが、左側、改正後のとおり、総合政策部と総務部を統合し政策総務部に、住民部と健康福祉部を統合し、すこやか生活部に改め、まち創造部を含めまして、3 つの部に再編するものでございます。

次に、第 2 条では、それぞれの部の事務分掌の概要を定めていますが、部の統合により、所掌事務を整理しております。

説明につきましては、少しページの移動が前後する箇所がございますが、ご了承ください。

改正前の総合政策部が所管する第 1 号から第 7 号までの事項と、10 ページの改正前の総務部が所管する第 1 号から第 9 号までの事項を整理し、前ページの 9 ページから 10 ページに、

改正後の政策総務部の所管する事項として、第1号から第19号までに改正しております。

改正後の所管事項のうち、見直した新たな部分について説明させていただきます。

まず、9ページの改正前の総合政策部の所管事項のうち、第3号中の企画及び統計に関する事項の企画の部分、次に、第4号の総合戦略に関する事項、第5号の重要政策に関する事項につきましては、改正後の政策総務部の所管事項のうち、第4号、町政の企画及び総合調整に関する事項として整理しております。

次に、改正後の第6号で、地方分権及び広域連携に関する事項を追加しております。

次に、同じく改正後の第8号で、消防及び防災に関する事項を追加しております。

次に、10ページの第15号、交通施策に関する事項及び第16号、施設営繕に関する事項をそれぞれ追加しております。

そのほか、表現や列記順序につきましては、若干の改正を加えております。

続きまして、改正前の住民部が所管する第1号から第8号までの事項と、次の11ページの改正前の健康福祉部が所管する第1号から第3号までの事項は、戻っていただきまして、10ページの改正後のすこやか生活部が所管する事項として整理しております。

こちらも先ほどと同様、改正しております主なもののみを説明させていただきますと、まず、改正後の第3号ですが、同和対策の項目中に人権啓発に関する事項を追加しております。

次に、第8号ですが、老人医療に関する事項は、後期高齢者医療に関する事項に改めております。

改正後の第10号、高齢者福祉に関する事項を追加しております。

いずれも現状に即して追記しているもので、新たな事務等が発生しているものではございません。

めくっていただきまして、11ページでございます。

附則として、施行期日ですが、この条例は令和7年4月1日から施行することとし、4月から新しい組織体制での運用を予定しておりますのでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

中川議員。

○7番（中川 博）

どうも多村部長、ありがとうございます。今、説明いただきましたんですけれども、全員協議会のほうでも説明いただきました。その中で今、提案理由、町長のほうからもあったんですけれども、多村部長のほうからありましたように、本町を取り巻く環境が大きく変化する中、多種多様な行政課題に柔軟かつ的確に対応し、施策の確実な実施を図るため、将来を見据えたスリムかつ強靱な体制整備に向けて——ここ、初めは機構改革ということでしたが、今回、組織改革と言われましたけれども——行うものであるということで、分かりやすいのは、次の3ページの機構改革及び体制というところの全員協議会で説明していただいた資料なんですけれども、今も説明いただいたんですけれども、大きくは総合政策部と総務部が政策総務部に、そして、住民部と健康福祉部がすこやか生活部に変わるというところで、あと所管追加というのを若干、今、説明していただきましたけれども、大きくここで変わったのが、今の説明は部関係ですけれども、説明なかったんですけれども、ここで理事ということで防災監の設置ということが新たな大きな機構変革という部分と、それとあと、まちづくり秘書課のほうの未来協議会という所管が入ったというところが、今回の大きな変化だと思うんですけれども、その点につきまして、もう少し詳しく説明をまずいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○総務部長（多村美紀）

理事（防災監）のほうは、今後、起き得る災害等にも迅速な対応をするというところで、町長自らの直轄な理事という配置になっております。業務的には自治防災課というところを所掌するというふうに考えております。

理事（まちづくり戦略担当）のほうも、まちづくり政策等を重点的に置きながら町全体の施策に取り組んでいただける理事と考えております。

（「未来協議会」と呼ぶ者あり）

○総務部長（多村美紀）

未来協議会も理事も担当するまちづくり秘書課のほうで所管するというところでございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

3回しかないんで、新たにこの未来協議会というのは、今、2町1村の関係ですごく関心値が高いという部分だと思うんですけども、その部分が新たに加わってどういう内容の事業をされるのかというのをちょっと詳しく聞きたかったんです。今もう2問目ですので並行して聞きますけれども、理事（防災監）ということで、今、多村部長のほうからは非常に重要な部署ということで、政府のほうも防災庁を設置ということで今進んでいると思うんですけども、その政府の動きとこの防災監の設置というところは緊密に関係してくるのかどうかという部分と、そして、ハードの部分は割と分かりやすいんですけども、防災監ということで防災に対する部分、ソフトの面、この辺も担当しているのかどうかという部分ですけども、その中で、今、文科省のほうでD-E-S-Tということで、そういう災害があったところでやっぱり教育が滞ることのないようにということで教職員の派遣の枠組みというのが今進んでいるんです。これ、教育委員会のほうに関係すると思うんですけども、その辺の所管も全て防災監のほうに入るのかどうか、2回目の質問としたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○総務部長（多村美紀）

未来協議会のほうからまずお答えさせていただきますけれども、こちらは業務内容のところに記載させていただいている項目になりまして、新たに加えているというか、現在も他市町、他関係機関とも連携しながら協議を進めているところもございます。事務の中で加えられていなかった文言を付け足させていただいたところもございます。仕事内容については、今まだこれから未来についていろいろ協議しているところの内容を事務担当していただけるというところです。

防災監のほうは、当然、政府というか国、大阪府とも常日頃からも連携しつつ、いろんな情報を取っていただきながら町の安全・安心というところを重視しながら勤務いただくというふうに考えております。

○議長（浅岡正広）

教育もやな。

（「教育も。はい」と呼ぶ者あり）

○議長（浅岡正広）

分かる。よろしい。多村部長。

○総務部長（多村美紀）

先ほどもすみません、教育面のお答えが抜けておまして申し訳ございません。当然、教育面に関しましても、防災に関するあらゆる視点を設けながら勤務いただく、仕事をしていただけるというふうに考えております。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

3ページのほうを見ていただいたほうが分かりやすいんですけども、そう考えたらこの理事、町長直結ということで今回は部設置条例ということで入っていなかったと思うんですけども、立場的というかその重要度からしたら、もう部と同じようなそういう重要性はあると思うんです。最後、お話しいただいた教育関係に関してのところも全て含んで、管轄というか影響を及ぼすということですので、非常に大事な部署だと思います。

ただ、今回、部設置条例では、部というのを縮小というかコンパクトにするという意味では新たに入っていないと思うんですけども、今後、またその辺の整理ができましたら、防災監としての仕事というのがまた分かりましたら詳しく教えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

大門議員。

○8番（大門晶子）

今、町長や多村部長から内部組織の見直しが行われるという説明を受けていましたが、事務分掌の内容で担当する業務内容、役割などを明確化するための項を改め、事務分掌の概要を受けて2つの部を設けたということであるなら、これをフルに活用してほしいし、住民さんから上がってくる要望に対しても、機構改革をした機能を果たしてほしいという観点からまず質問いたします。

執行対応の強化を兼ねて新体制を取るというのであれば、2つの部における機構整備という面も踏まえて、今回改正する目的、理由などをもう少し分かりやすく説明してほしいのと、先ほど中川議員からの質問もありました防災監として任に当たる部長級の職員は、では何をするのか、どのような任務に就くのか、業務内容や職責任の範囲を明確にしてほしいので、

もし今お示しできるのであれば、この部分についてもお示しいただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○総務部長（多村美紀）

提案の理由とかの部分とちょっと重なりますけれども、まず社会的な傾向として、人口の減少とか少子高齢化の進展に伴いまして、働き手の減少といった課題が今後さらに大きくなっていくと考えております。

今回の組織機構の見直しにつきましては、まず、そういう時代背景を踏まえまして、スリム化で、かつ将来にわたりまして持続可能な強靱な組織体制を構築していく必要があると考えております。

それから、現在、複数の部で保有しております情報、施策を一緒に共有することで、より広い視点、多角的な観点から多種多様な行政課題に柔軟かつ効率的、そして素早く対応していくことが可能になると考えております。

次に、防災監の役割ですけれども、先ほどからもちょっと答弁させていただいておりますけれども、町長直轄の理事として、指揮命令系統を明確にいたしまして、機動的かつ効果的な災害対応を図るところでございます。

あと、平時につきましては、先ほどもありましたように、国や大阪府と教育長なども連携しながら、住民の安全・安心を確保するというを常日頃から災害に備え、この後に主に自治防災課と連携しながら災害意識の機能の向上とか、今、危機管理室で行っています体制の充実強化などを図ってまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○8番（大門晶子）

では、次の再質問させていただきます。

新たな部の設置の効用、もしくは町政への効果というふうな観点から再度お聞きいたします。

まず、政策総務部についてですが、町政の企画、総合調整、事務分掌の概要などをお示しいただいたのでありますが、その中には新たに地方分権や広域連携、消防及び防災、情報公開、交通政策などの課題を追加し明記して、取り組む事項が出てきています。

しかし、町のイメージアップ戦略やデジタル技術の活用などの言葉は見当たりませんし、

少子高齢化の経営戦略や脱炭素社会、カーボンニュートラルというようなことも言葉としては明記されていません。

これらについては、今後、事務分掌規則の改正などで詳細に見えてくるのかもしれないのですが、多種多様な行政課題としてはこのような事業も含まれると思われしますので、このような課題も含めて町政に反映できるのかということをお伺いいたします。

また、すこやか生活部という言葉からは、安心できる暮らしや健やかに暮らせるというようなイメージが思い浮かぶのでありますが、窓口サービスにおいて窓口全般の改善や、少子高齢化の福祉の在り方などの課題に対しての取組も、機構改革することで進むのかということをお聞きしておきます。

そこで考えられるのは、実は、1階は関連部署を同一部にまとめるということで、町長に直結する部分の解決を図ってもらえると理解するのでありますが、そのために組織規模を最適化し、政策課題の迅速な対応を図っていただけるのであれば、現状より上を目指すために、全庁的な目標を設けて事務事業の改善、達成を図ってほしいと考えるのでありますが、これについてはいかがでしょうか。

また、まち創造部に関して言うなら、脱炭素社会、カーボンニュートラルの推進や防災のまちづくりという課題もあるように思うのでありますが、これらの課題もある中で、行政としては新たな課題に対しての取組について取捨選択もあるとは思いますが、年度ごとに何を目標として事務事業の改善を行うのか明確にして、職員みんなで取り組む、全職員が一丸となって取り組めるような目標を設けるなど、町政への効果というあたりで、機構改革を行うことでのもたらすメリットなどもお示しいただければと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○総務部長（多村美紀）

今、幾つか質問をいただきまして、ちょっと答弁が漏れていたら、またご指摘いただきたいと思いますが、まず、課題も含めて町政に反映できるのかという1問目の答えでございますけれども、今回、部の所掌事務に関しまして、部設置条例において提案させていただきまして、その大枠として各部が所掌する事務の概要を列記しておりますけれども、各部に配置する課等の所掌事務は別途、事務分掌規則のほうで定めていきますので、今日は提案というところではございません。

議員仰せの町のイメージアップというところの戦略やデジタル技術の活用といった事項に

つきましては、当然ながら町政に反映していくべき事項であると考えておりますので、そちらのほうは細かく規則のほうでも、また改正する部分は改正させていただきたいと考えております。

1階の窓口関係のこともおっしゃったと思いますけれども、次に、直接的に住民サービスを提供することが多い1階東フロアにつきましては、現在、住民部、健康福祉部の2部体制が担っておりますけれども、この2部を統合することで、住民の皆様のニーズなどをより一層把握することに努めることができると考えております。横軸を通し連携を進めることで、特に窓口業務の改善といった点に関しましては、現在、推し進めておりますDXを活用した窓口業務のスマート化をさらに積極的に取り組んでいくものになると考えております。

このほか、少子高齢化対策等、福祉の在り方に関しましては、改善と至ったことにつきましては、部を統合することで、個別の政策課題に対しましてより広い視野で柔軟に対応していくことができると考えております。

最後に目標を持ってということをございますけれども、職員一丸となって取り組む目標の設定、機構改革を行うことでもたらすメリットというような点をございますけれども、現在、職員の人材育成といった観点を含めまして人事評価制度を以前から取り組んでおります。そこで、毎年、各部の部長が部の目標を掲げまして、それに基づき各課の職員も1年間の目標を持って事務に当たっております。この取組は継続して今後もやっていきたいと考えておりますので、今回の機構改革により、より幅広い視点での全職員が目標を掲げる、また目標意識を持って住民サービスの向上につなげていくというふうに考えております。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○8番（大門晶子）

今、メリットに関するようなことをるご説明いただきました。急激な少子高齢化などで何を狙ってどういう課題を解決したいのかということも機構改革することで、今お示しのよ様に効果の見える化を実現してほしいという思いがあるのですが、実はこれまでは右肩上がりの経済、これからは右肩下がりの経済で財政運営をしていく中で、コスト削減のための改善も必要でありますし、住民全体の協働という課題もあるように考えています。現状、行政が目指すべき方向性のあるべき姿と現実では差異があるのなら、対策を立てて解決に結びつける姿勢を示すということで機構改革が行われるというふうにするなら、政策体系を一体化することでの効果というのを、実は住民さんに分かりやすく説明してほしいとい

うふうにもお願いしたいのであります。

職員の手間がかかっている事務事業も同じ部として取り扱うことで効率的な観点から改善効果を見いだすことができるのかという点や、住民サービスを目的とした事務は、1階フロアが今お示しのように一固まりになることで改善していく、問題解決を図るということにつながるのであれば、機構改革することで何に結びつけるのか、何を意図するのかということも住民の皆様方にどんどん情報発信してほしいと思っています。これについてお考えがあるのか、これは町長にお伺いしておきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

お答えをさせていただきます。

機構改革することで何を目的とするのか、何を意図するか、それによって町のほうで情報発信していくようという、こういうご質問だと思いますけれども、まず、目的は先ほど総務部長が語るいろんな視点からご答弁申し上げた視点が大きくあります。まず、右肩上がりの経済が、もう今の時代は右肩下がり、人口減少、それから少子化、高齢化といったそういう時代にあって、行政もそれに合わせてスリム化を図るという視点と、もう一点は、やはり行政効率を上げるという意味において部、課の調整とか、部内での調整というのが非常に重要になってくるのかなと思っています。

そういう点で、やはりこういう少し部が大きくなりますけれども、その部の中でのマネジメント力というんですか、そういうようなものがより発揮できるのかなと。それは職員間の調整もあれば、部署間の調整、課間の調整とかそういうようなものもより積極的になるかなというふうに考えています。

それと、もう一つは、やはり今DXを推進しております、スマート窓口で住民サービスを充実していくという観点で申し上げますと、住民さんに直結するサービスというのは、今、1階に集中して行っております。ワンストップサービスというのを目指すということで、1階フロアでほぼほぼ住民の皆さん方のサービスが完結すると。連携しながらやっていくということで考えております。

その中で、1階東窓口というのは、ほとんどの住民さんがまず来られるところですので、そこでの的確な、何というんですか、必要な部署への対応というのをスマート窓口で一本化するということになっています。そこで受付することによって、全てのその方に必要なとこ

ろへの連絡がスムーズに行くような形でのRPAの構築というのも今現在進めておりますので、そういう点で一つになることによって、いろいろ連携がスムーズに行くかなというふうに思っています。

ただ、もう少しすると、1階でもモニター等が出てきますので、見える化を図ってまいりますので、こういうことをやっていますということは住民の皆さんに発信して、使いやすくなっていますよと。ただ、役所へ来るだけじゃなくて、自宅からもいろんな予約もできると、そういうサービスも手がけていくという形にしていますので、そういう点で役所に来なくても対応ができるものについては、そういう形で進めていくという行革というものも含めて、今回この機構改革で進めたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（浅岡正広）

よろしいですか。

ほかに。

力武議員。

○9番（力武 清）

従前の機構改革のときに、かなんぴあにあった業務、介護保険であるとか、子供に関する保育、幼稚園関係の業務が本庁に統合して、今、町長、説明あったようにワンストップ業務がやられるようになりました。目的は住民目線ということで、サービスの向上を図るということで縦割り行政を解消するという位置づけがあったわけですがけれども、その改革から約10年ほどたちます。その10年余りの改革で総括といいますか、教訓と同時に問題解決に向けての取組の中で不足していた部分、これをどのように捉えておられるのか、まず、お聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○総務部長（多村美紀）

多分、平成22年とか平成23年ぐらいに行われました機構改革から約10年余りたったというところで、不足した部分という点はなかなかちょっと今思い当たりはいたしませんけれども、やはり時代の流れに従って今回の機構改革と考えております。

先ほど町長の答弁もございましたとおりに、1階、住民窓口関係等はDXを進めておりますので、少しパネルなんかの設置に向けて、今、鋭意努力しておるところでございますけれ

ども、そういう点でDX、時代とともに変わっていく、変えていくというほうにシフトして  
いっております。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武 清）

町長にお聞きしたいと思います。今回の改革の提案理由として、将来を見据えたスリム化  
と強靱な体制整備に向けて改革を行うという理由が示されていると思いますけれども、どう  
いった将来像を描いての取組なのか。また、まちづくりという点でどういったことを描いて  
おられるのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

やはりいろんな視点があって、こういう行政改革を進めていくわけでございますけれども、  
その一つとして、こういう組織体制の見直しというのがあると思います。やはり先ほども説  
明しましたけれども、よりスリムになって、より透明性を持った形で部署間の連携、それと  
上下関係の連携も密にやっていくというのが一つの大きな狙いです。

それから、将来に向けてやはり全体的に小さくなっていくという必要がまずはあるのかな  
と。ただ、やっぱり職員の人数も、今のところ通常の毎年同じ人数で対応しているんですけ  
れども、なかなかやっぱり働き方改革という面で、やはり選択される立場になってきたのか  
など。まあ言えば就職を希望する方から、企業とかと同じように我々も選択される立場にな  
ってきたのかなと。今まではやはりこちらのほうが選択するような、そういうような感じも  
あったと思うんですよね。そういう点で、やはり魅力ある役所にしていくというのが、大き  
な今後の将来に向けての一つの人材確保という点では必要かなと思っています。

まちづくりを進めるに当たって、当然ながら、人材の確保というのがまず一番大きくなっ  
てきますので、まずはそういう点で人材確保しつつ、組織の中でマネジメント力を発揮して、  
これから住民さんの思い、ニーズに合ったそういう施策を推進していく体制に持っていきた  
いなど。

あと、もう一つは、やはり総合計画に代わるまちづくり計画が来年度までの計画となっ  
ておりますので、新たな視点でまたまちづくり計画を策定するという形で、この点については、  
先般の12月議会にも予算の提案をさせていただきましたので、鋭意努力していきたいと。そ

ういう点で、住民の皆さんにいろんな点を発信できるような体制を組んでやっていきますという、こういう目標でございますので、よろしくをお願いします。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武 清）

今回の改革で、すこやか生活部の中に所管されている健康づくり推進課なんですけれども、この推進課だけが、かなんぴあに残っていますよね。先ほどのほかの議員の説明の中で、東側をワンストップサービスで完結させるんだという視点からすれば、この健康づくり推進課は今のままに置かれるのか、本庁に持ってこられるのか、最後にお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○総務部長（多村美紀）

健康づくり推進課でございますが、こちらのほうは住民健診または子供の健診等、名前は健康づくり推進課となっておりますけれども、昔で申しますと保健センター機能という部分があるかと思えます。そちらのほうは、今、かなんぴあのほうで、子供の預かり、おやこ園とかも一時的にやっておりますけれども、そういうところも関連しておりますので、そこは今の場所で、一つ健康について相談いただける場所と考えておりますので、あのままに設置しております。

○議長（浅岡正広）

よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第5 議案第40号 令和6年度河南町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

多村部長。

○総務部長（多村美紀）（登壇）

続きまして、タブレットは14ページをお開きください。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第40号

令和6年度河南町一般会計補正予算（第6号）

令和6年度河南町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億1,664万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億7,213万1千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

令和7年1月31日提出

河南町長 森田昌吾

めくっていただきまして、15ページ、「第1表歳入歳出予算補正」、歳入でございます。

（款）地方交付税、（項）地方交付税、71万円の追加。

（款）国庫支出金、（項）国庫補助金1億1,593万7千円の追加。

歳入合計で1億1,664万7千円の追加。補正後予算額を71億7,213万1千円とするものでご

ざいます。

めくっていただきまして、16ページは、歳出でございます。

(款) 民生費、(項) 社会福祉費6,810万2千円の追加。

(款) 商工費、(項) 商工費4,854万5千円の追加。

歳出合計で1億1,664万7千円の追加。補正後予算額を71億7,213万1千円とするものでございます。

めくっていただきまして、17ページ、「第2表繰越明許費」でございます。

今回、歳出予算で補正しております費用は、国の補正予算を受けて対応するものでございまして、いずれも翌年度にわたって使用が想定されるものです。その費用を全額について繰越明許費と設定させていただいております。

まず、(款) 民生費、(項) 社会福祉費、低所得世帯支援給付金給付事業(令和6年度非課税世帯)6,258万8千円は、令和6年度住民税非課税世帯に1世帯当たり3万円の支援金を給付するものです。

次に、(款) 民生費、(項) 社会福祉費、低所得世帯支援給付金給付事業(令和6年度非課税世帯こども加算)551万4千円は、令和6年度住民税非課税世帯に18歳以下の子供がいる場合に子供1人当たり2万円の支援金を加算して支給するものです。

次に、(款) 商工費、(項) 商工費、地域通貨推進事業4,854万5千円は、地域通貨カナちゃんコインの推進事業費で年数回のポイント還元キャンペーンの実施等に係る費用でございます。令和7年度での執行を予定しております。

めくっていただきまして、18ページからは事項別明細書でございます。

歳入の補正から説明させていただきますので、20ページをご覧ください。

まず、(款) 地方交付税、(項) 地方交付税、(目) 地方交付税ですが、今回の補正予算で不足する財源の補填として普通交付税71万円を追加しております。

次に、(款) 国庫支出金、(項) 国庫補助金、(目) 総務費国庫補助金、地方創生臨時交付金1億1,593万7千円の追加は、国の補正予算(第1号)で措置されたもので、その内訳ですが、低所得世帯支援枠分として歳出の対象事業費の6,810万2千円と推奨事業メニュー枠分として、本町の交付限度額4,783万5千円の合計額を計上しております。

めくっていただきまして、21ページ、歳出でございます。

(款) 民生費、(項) 社会福祉費、(目) 社会福祉総務費で6,810万2千円の追加でございます。令和6年度住民税非課税世帯に対する1世帯当たり3万円の低所得世帯支援給付金

並びに支援金の対象となる世帯に18歳以下の子供がいる場合の子供1人につき2万円のこども加算給付金、これら給付金の支給に伴い必要となる人件費、その他の関連経費について追加させていただいております。

予算計上につきましては、それぞれの事業費を合算して表記しております。予算の内容でございますが、各節ごとに説明させていただきます。

上から順に、(節)報酬で、支給事務の補助として、会計年度事務職員90万4千円の追加。

(節)職員手当等25万1千円は、職員の時間外勤務手当の追加。

(節)共済費、その下、(節)旅費の追加は、会計年度職員に係る人件費を追加しております。

続いて、(節)需用費67万円、(節)役務費129万1千円は、事務費として消耗品や申請書等送付用の封筒の印刷費等、また申請の郵送料及び支援金の口座振込手数料を追加しております。

続いて、(節)負担金補助及び交付金の低所得世帯支援給付金で6,480万円の追加でございます。

内訳を申しますが、まず、令和6年度住民税非課税世帯に対する3万円の支援金として2,000世帯を見込み6千万円としております。次に、当該世帯に18歳以下の子供がいる場合の子供が1人につき2万円のこども加算分は240人を見込んで480万円としております。合計で6,480万円を追加しております。

次に、(款)商工費、(項)商工費、(目)商工業振興費4,854万5千円の追加でございます。推奨事業メニュー枠分として、地域通貨カナちゃんコインを追加しております。

上から順に(節)需用費でキャンペーン周知用のポスター等の印刷費60万円。(節)役務費で、加盟店へのキャンペーン周知用の郵便料4万5千円、クレジットカード等決済手数料320万円を追加しております。

めくっていただきまして、(節)委託料では、地域通貨推進事業委託料として、年数回のポイント還元キャンペーン等の実施に係る費用として4,470万円を追加しております。

以上、簡単ではございますが、補正予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

佐々木議員。

○1 番（佐々木希絵）

まず、聞きたいのが、こども加算のほうでも非課税世帯のほうでも両方なんですけれども、どういう申請を、対象になりますよという通知をご家族に送って、申請してもらって、給付をするという大まかな流れは聞いているんですけれども、それは一体、世帯の誰でも申請できるのか。給付は一体どこの誰の口座にするのかということまで詳しく、よく世帯への給付というときに問題になるのが、DVの被害の方が適切に受け取れるのかということと、登録している住所地が例えば富田林市であっても河南町に被害へと一時的に避難されている方とかでも受け取れますよとしている自治体とかもあると思うんですけれども、そういうような対応というのは河南町ではどうなっているのかということをお聞きいたします。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

まず、対象の方には、対象としまして令和6年12月13日現在、住民登録のある令和6年度の住民税非課税世帯の方が対象となりますので、その方々に町のほうからプッシュ型ということでご案内のほうをお送りさせていただきます。その中で確認していただく項目がございますので、その項目をチェックしていただいて、町のほうに返送していただく。そして、こちらのほうからお送りしていただく文書の中に、もう既に各皆様の給付、過去にさせていただいて口座番号が分かっている場合は口座のほうも示させていただきます、その口座で構わないかどうかの確認も含めてお送りさせていただきます。確認書を返送していただく中には、口座を変えて違う口座に振込というご希望があれば、その口座の確認できる書類、そちらのほうにご本人確認の書類も添付して町のほうに返送していただくというような手続になります。また、お送りしていただく書類の中に、そういったところも詳しく記入方法も含めて説明のご案内をさせていただきます予定となっております。

先ほどご質問がありました住所地等のDVの関係につきましても、対応のほうはさせていただきますような形にはなっておりますけれども、またご相談いただくような、個々に状況が違ふと思いますので、そういった住民票のこともありますので、ご相談いただくというような形にはなっております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

個々に相談したらどうにかこうにか対応してもらえるというのは、どこかに周知はしているんですかね。何かいろいろちょっと調べただけで、各行政、自治体がDVの方、対応しますというのがホームページでばばばっと出てきたんですけども、河南町でもそういう対応がされているということで、もしくはしていくのかというところをお聞きします。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

この件につきましては、広報、ホームページ、また個々に皆さんにご通知のほうをさせていただくとか、あとSNS、LINE等で周知のほう、お知らせをさせていただく予定になっております。

○議長（浅岡正広）

よろしいですか。

ほかに。

力武議員。

○9番（力武 清）

まず、社会福祉総務費のところなんですけれども、会計年度任用職員の報酬90万4千円と職員手当の時間外手当25万1千円計上されておりますけれども、実際、先ほどの説明の中で、給付世帯がある程度2,000世帯と、住民税非課税世帯と18歳以下のところの対象が240人ほどという説明があったんで、手のひらにある程度乗っている業務やと思うんですけれども、この会計年度任用職員の仕事であるとか、時間外手当をしないとあかんような業務なのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

この事業につきましては、その他の通常業務プラス低所得世帯の給付という形になりますので、現状、職員のほうで対応プラス、基本的なところは職員のほうでデータ管理とかしておりますけれども、発送準備とか通常業務プラスのところでの業務になりますので、会計年度任用職員及び時間外勤務というところで計上させていただいております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武 清）

次に、商工費のところなんですけれども、カナちゃんコインのキャンペーンの件なんです。年3回ほど、今回キャンペーンされるということなんですけれども、もう既にいろんなキャンペーンを十何回やられていますけれども、それなりに効果は出ているという説明が全員協議会でもありました。古くから参加されているお店なんかののぼりがもう朽ちて、色あせたり破れたりしているところが結構目立つんよ。そういうところの更新をやっぱりこの機会にやったらどうかなと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

カナちゃんコインののぼりに関しましては、今年更新ということでいろいろのぼりのほうを替えたりとかしておりますので、またその店舗ごとに状況も変わるでしょうから、ご相談があれば、古くなってきたんと言われれば取り替えることもできますんで、それはそれで個々に店舗ごとに対応してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

よろしいですか。

ほかに。

中川議員。

○7番（中川 博）

あまり大したことはないんですけれども、前も指摘したんですけれども、20ページの国庫支出金のところで、いつも地方創生臨時交付金と書かれているんです。多分、事務連絡が国のほうから来ているのは、重点支援地方交付金と今なっていると思うんですけれども、これいつも地方創生臨時交付金のままなんですけれども、これ何で変えないんですか。多分、国のほうからの事務連絡では重点支援地方交付金ということで来ていると思うんですけれども、前も1回指摘したと思うんですけれども。

○議長（浅岡正広）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

国のほうの名前が前といろいろ変わってきますけれども、最終的にこの名前でするので、変更する必要はないと考えております。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

また調べていただいて、事務連絡というのが来ていると思うんです、国から、内閣府のほうからとか地方創生局のほうから、そこでは多分、重点支援地方交付金ということで来ていると思うんで、地方創生臨時交付金は昔ありましたけれども、名前変わっていると思うんで、また対応をお願いしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

以上をもちまして、本臨時会議の議事日程は全て終了しました。

ここで、本臨時会議の閉議に際し、町長より挨拶の申出がありましたので、これをお受け

します。

森田町長。

○町長（森田昌吾）（登壇）

本日、令和7年河南町議会の1月臨時会議の閉議に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび、本臨時会議にご提案をさせていただきました案件に対し、慎重審議の上、ご可決を賜りましてありがとうございます。議員の皆様からいただきましたご意見、ご提言を十分に踏まえまして、これからの町政運営に努めてまいりたいと存じます。

さて、気象庁から3か月の長期予報が出ましたけれども、2月は平年並みというような形になっております。3、4月は平年よりは少し暖くなるようでございますけれども、来週からまた寒くなると、こういうような気象情報も出ておりますので、議員の皆様方におかれましても時節柄、お体に十分留意していただきまして、ご活躍されんことをお祈り申し上げます。閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○議長（浅岡正広）

町長の挨拶が終わりました。

本臨時会議におきまして字句等の修正がありましたら、議長において修正いたしたいと思っております。

これで本日の会議を閉じます。

なお、本日の補正予算につきましては、国の施策に対応するため、一部イレギュラーに進めさせていただいたことを申し添えておきます。

それでは、これもちまして、令和7年河南町議会1月臨時会議を閉会とします。

本日は大変お疲れさまでございました。

午前11時13分閉議

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

河南町議会議長

署名議員（5番）

署名議員（6番）